

議第193号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同表第5項第1号中「100分の9.45」を「100分の9.72」に、「100分の10.92」を「100分の11.23」に改め、同項第2号ア中「100分の5.25」を「100分の5.40」に、「100分の15.75」を「100分の16.20」に、「100分の6.72」を「100分の6.91」に、「100分の17.22」を「100分の17.71」に改め、同項を同表第4項とし、同表第6項第1号中「1,750円」を「1,810円」に改め、同項第2号中「300」を「320」に、「6,310」を「6,480」に、「1,330」を「1,380」

に、

同	260
	910
同	280
	500
同	220
	670
同	220
	610
同	260
	280

を

同	450
	980
同	310
	530
同	210
	670
同	290
	610
同	280
	300

に、「4,560」を「4,700」に、

「450」を「460」に、「2,240」を「2,370」に、

同	220
	1,460
同	270
	4,250

を

同
同

230
1,250
280
4,500

に、「940」を「1,010」に、「140」を「150」に、「1,050」を「1,130」

同	70
	1,110

同	80
	1,190

に、

同	260
	5,760
同	220
	3,380

を

同	280
	6,020
同	230
	3,300

に、「5,500」を「5,700」に、

「

同	280
	340
同	90
	5,120
同	240
	2,650

を

	300
最低	100
最高	5,130
同	360
	2,830

に改め、同項第3号中「820」を

「850」に、

同	30
	610

を

同	40
	620

に、「150」を「90」

に、「2,910」を「3,080」に、「260」を「270」に、「920」を「970」に、「1,940」を「2,030」に、「56,000」を「59,000」に、「1,160」を「1,180」に、「10,300」を「10,700」に改め、

同項を同表第5項とし、同表第7項中

最低	270 円
最高	530
同	300
	1,240
同	220
	4,360
同	300
	1,370
同	250
	4,360
同	270
	670
同	80
	1,240

を

最低	350 円
最高	540
同	310
	1,340
同	240
	4,530
同	320
	1,470
同	270
	4,640
同	280
	720
同	80
	1,550

に、「930」を「960」に、

同	270
	4,200

を

同	290
	4,390

に、

「320」を「330」に、「3,380」を「3,440」に、

同	50
	1,760

を

同	
---	--

「

同	230
	760
同	40
	490
同	240
	3,450

を

同	
同	
同	

に、「3,100」を「3,340」に、

80	
1,900	

250
740

50
530
260
3,730

に改め、同項を同表第6項とし、同表第8項中「500」を「520」に、「640」

を「650」に、「1,020」を「1,060」に、「2,290」を「2,380」に、「5,470」を「5,600」に改め、同項を同表第7項とする。

付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る改正後の別表第4項に規定する行政財産の使用料の額については、当該許可の満了の日までの間は、なお従前の例による。